

答 申 第 253 号

令和 8 年 6 月 9 日

神 戸 市 長
久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和 7 年 10 月 9 日付神行総第 439 号の 2 により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

喫煙所整備経費補助金に係る文書等の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、「喫煙所整備経費補助金に係る文書」の申請者である法人担当者名については、公開すべきであるが、「たばこに関する市民等からの問い合わせ記録」及び「健康増進法及び兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」にかかる相談・通報等の対応記録（令和6年12月20日付け神環事第903号で特定あるいは神環事第903号-2で非公開としたもの以降）」の一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和7年2月5日受付で以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

〔公開を請求する公文書の内容〕（本件審査請求に係る部分のみ抜粋）

- ① タバコ（喫煙、喫煙所、受動喫煙、ポイ捨て等）に関する意見や問い合わせ・取材、市の回答が分かる文書（回答のあるものに限らない。令和6年12月20日付け神環事第903号で特定あるいは第903号-2で非公開とされたものより後のものという意味）
- ② 喫煙所整備経費補助金に係る事前相談、交付申請、交付決定、事業着手、実績報告、補助金額確定通知、補助金交付請求、補助金交付に係る起案決裁供覧文書一式（令和6年12月20日付け神環事第903号で特定あるいは第903号-2で非公開とされたものより後のものという意味）
- ③ 健康増進法及び兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下「受動喫煙防止条例」という。）にかかる相談・通報等の対応記録（令和6年12月20日付け神環事第903号で特定あるいは第903号-2で非公開とされたものより後のものという意味）

- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和7年2月18日、本件請求のうち上記(1)①に対して「たばこに関する市民等からの問い合わせ記録」（以下「本件公文書1」という。）を、上記(1)②に対して「喫煙所整備経費補助金に係る文書」（以下「本件公文書2」という。）を、上記(1)③に対して「健康増進法及び受動喫煙防止条例にかかる相談・通報等の対応記録（令和6年12月20日付け神環事第903号で特定あるいは神環事第903号-2で非公開としたもの以降）」（以下「本件公文書3」という。）をそれぞれ特定し、以下の情報を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[非公開情報]

①本件公文書1のうち、

特定個人の氏名、所属、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、写真（条例第10条第1号ア該当）

苦情申立を行っている法人の名称、所属、所在地、建物名、地図（条例第10条第2号ア該当）

苦情申立を受けている法人の名称、所属、所在地（条例第10条第2号ア該当）

②本件公文書2のうち、

特定個人の氏名、電話番号（条例第10条第1号ア該当）

補助金の交付を受けた法人の取引先情報、工事請負契約書（条例第10条第2号ア該当）

③本件公文書3のうち、

個人の氏名、連絡先（条例第10条第1号ア該当）

法人及び個人事業主の名称・住所・連絡先（条例第10条第2号ア該当）

(3) これに対し、請求人は、令和7年5月26日、本件公文書1のうち、レコード番号234及び238の「概要・件名」「内容」「対応記録」欄の全部、本件公文書2のうち、「株式会社〇〇・〇〇営業所の代表者の氏名」及び、本件公文書3のうち、整理番号3003、3004、3005及び3007の「施設名称」「内容（詳細）」の各欄の公開を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、審査請求書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件公文書1については、〇〇大学のホームページ上で公開されている情報であることからすると、条例第10条第2号アに該当しない。
- (2) 本件公文書2については、記載されている株式会社〇〇・〇〇営業所の代表者の氏名は、法人等の代表者等が職務として行う行為等の当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であることからすると、条例第10条第1号に規定する個人情報に該当しない（平成15年11月11日付け最高裁第三小法廷判決）
- (3) 本件公文書3については、未だに法令違反が是正されていないことからすると、条例第10条第2号アに該当しない。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和7年6月24日受付の弁明書、令和8年2月16日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件公文書1について

当該地区には複数の教育機関があり、公開している情報などを用いて、レコード番号234及び238の教育機関が〇〇大学のことを言及していると断定することはで

きない。

その上で、当該情報には、特定の法人が識別される情報が含まれており、情報を公開すれば当該法人の社会的評価が低下するおそれがあるため、条例第 10 条第 2 号アに定める非公開情報に該当する。

(2) 本件公文書 2 について

株式会社〇〇・〇〇営業所の社員は、代表権のない社員である。

最高裁判所平成 10 年（行ヒ）第 54 号「公文書非公開決定処分取消請求事件」（平成 15 年 11 月 11 日判決）の判例によると、「個人に関する情報」については個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。そして、法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると職務の遂行に関する情報も原則として「個人に関する情報」に含まれるというべき」とされている。上記理由により、代表権のない社員の氏名は公にしないことが正当であると認められ、条例第 10 条第 1 号アに定める非公開情報に該当する。

また、「株式会社〇〇・〇〇営業所の代表者の氏名」は、当該会社のホームページや組織図などでは確認できず、一般に公表されていない。

(3) 本件公文書 3 について

法人等に関する情報を公開すべきか否かは、それを公開することで保護される利益と、非公開とすることで保護される利益とを比較衡量し、前者が後者を上回る場合、すなわち公益上の理由が認められる場合に公開義務を負うものである。

また、判例では、公益上の義務的開示を例外的なものとして位置づけ、例外が認められるためには、開示が人の生命、健康等の保護に資することが相当具体的に見込まれる場合であって、法人等や個人に不利益を強いることもやむをえないと評価するに足りるような事情があることが必要であるとも解されている。

本件公文書 3 に記載の、整理番号 3003、3004、3005 及び 3007 において、当該施設名を公開することにより保護される市民の利益は、受動喫煙による健康被害の未然防止であるといえる。しかしながら、公開とすることで当該施設の社会的信用の失墜は大きいことは明らかである。以上により、条例第 10 条第 2 号に該当するため、本件処分は正当である。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書 1 について

①争点

本件公文書 1 は、たばこのぼい捨てや路上喫煙等に関して市民等から市に寄せら

れた相談等及びその対応について記録した文書である。審査会が本件公文書1を見分したところ、請求人が本件審査請求で公開を求めている部分には、特定教育機関名及び当該機関が識別されうる情報（以下「非公開情報1」という。）が記載されていることが認められた。また、その相談内容は、レコード番号234については、当該機関の職員と学生による歩道等での喫煙及びぼい捨てについて、相談者から当該機関に何度か電話で対応を依頼したが改善されていないというものであり、レコード番号238については、下校時等に当該機関の学生が歩道で歩きたばこをしているため、住民が受動喫煙の被害を受けているというものであった。

請求人は、本件公文書1に記載された内容は、〇〇大学のホームページ上で公開されている情報であるから、条例第10条第2号アに該当しないと主張している。

これに対し処分庁は、当該地区には複数の教育機関があることから、非公開情報1が〇〇大学のことに言及していると断定することはできない上、非公開情報1を公開すれば特定法人の社会的評価が低下するおそれがあるため、条例第10条第2号アに該当する、と主張している。

したがって、本件における争点は、非公開情報1の条例第10条第2号アの該当性である。

以下、検討する。

②条例第10条第2号アの該当性について

条例第10条第2号アは、「法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」について、公開しないことができる旨規定している。

ここにいう「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の取引先に関する情報や財務経理に関する情報など、公正な競争上の利益が損なわれると認められる情報のほか、必ずしも競争上の概念で捉えられない性格の情報であって、公にすることによって法人等又は事業を営む個人の社会的評価や名誉、社会活動の自由等が損なわれる情報が該当する。

非公開情報1が公開され、たばこのぼい捨てや路上喫煙等に関して市民等からの苦情の対象となっていることが明らかになれば、市への相談内容の真偽の如何にかかわらず、当該機関がたばこのぼい捨て、路上喫煙及び受動喫煙防止対策を怠っているかのような印象を与え、当該機関の社会的評価、名誉、事業活動の自由等が損なわれるおそれがある。

一方、請求人は、本件公文書1において公開されている情報から苦情の対象となっている特定教育機関を〇〇大学と推測し、本件公文書1に記載された内容は、「〇〇大学のホームページ上で公開されている情報であることからすると、条例第10条第2号アに該当しない。」と主張している。

当該地区には複数の教育機関があることから、公開されている情報などを用いて、レコード番号 234 及び 238 に記載されている特定教育機関が〇〇大学のことに言及していると断定することはできないが、仮に、非公開情報 1 が〇〇大学に関する情報であった場合、〇〇大学のホームページ上に、本件公文書 1 のレコード番号 234 及び 238 に記載された具体的な相談内容等と同一の情報や市民等が本市に相談を寄せているという情報が公表されているのであれば、その情報は公知の事実であり、非公開情報 1 を公開したからといって、当該機関の社会的評価等が損なわれるとはいえない。

審査会が〇〇大学のホームページを見分したところ、〇〇大学周辺の道路等における喫煙及び吸い殻等のごみのぽい捨てについて、近隣住民に迷惑をかけないように理解と協力を求める内容の文章が掲載されたページがあり、その文章の中に、近隣住民から大学に対して「ルールが守られていないとの厳しいご意見」が寄せられたという記述があることが確認できた。

しかしながら、この記述には、市民から本市に対して〇〇大学に関する相談が寄せられているという事実や、本件公文書 1 のレコード番号 234 及び 238 に記載された具体的な相談内容等の情報は含まれておらず、本件公文書 1 に記載の内容が公知の事実だとして、非公開情報 1 が条例第 10 条第 2 号アに該当しないとする請求人の主張は失当である。

したがって、処分庁が非公開情報 1 を条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とした決定は妥当である。

(2) 本件公文書 2 について

①争点

本件公文書 2 は、喫煙所整備経費補助金の補助事業等の開始日及び完了予定日の変更に伴い、事業者から本市に提出された変更承認申請に係る書類一式及び事業着手届である。審査会が本件公文書 2 を見分したところ、請求人が本件審査請求で公開を求めている「株式会社〇〇・〇〇営業所の代表者の氏名」（以下「非公開情報 2」という。）は、本件公文書 2 のうち、喫煙所整備経費補助金（以下「補助金」という。）交付申請書、補助金交付決定通知書、補助金変更承認申請書、補助金変更承認通知書、補助金事業着手届、及び変更承認通知に係る決裁起案文に、申請者として記載されていることが認められた。

請求人は、非公開情報 2 は、法人等の代表者等が職務として行う行為等の当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であることから、条例第 10 条第 1 号に規定する個人情報に該当しないと主張している。

これに対し処分庁は、当該法人担当者は代表権のない社員であり、最高裁判所平成 10 年（行ヒ）第 54 号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成 15 年 11 月 11 日判決（以下「判決」という。）を踏まえると、代表権のない社員の氏名は公にしないことが正当であると認められ、条例第 10 条第 1 号アに定める非公開情報に

該当すると主張している。

したがって、本件における争点は、非公開情報2の条例第10条第1号アの該当性である。

②判決内容

請求人及び処分庁が主張の中で参照した判決においては、法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報について、次のことが判示されている。

ア 「法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、同号（当時の大阪市公文書公開条例第6条第2号）にいう「個人に関する情報」に含まれるというべきである。」

イ 「もっとも、同条（当時の大阪市公文書公開条例第6条）は、2号において「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、3号において「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報とをそれぞれ異なる類型の情報として非公開事由を規定している。これらの規定に照らせば、（中略）法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当である。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、同条2号の非公開情報に当たらないと解すべきである。」

ウ 「そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解するのが相当である。」

本市の条例においても、個人に関する情報等を規定する「プライバシー情報」（10条1号）と「法人等情報」（10条2号）とをそれぞれ異なる類型の情報として非公開事由を規定しており、これは判決の対象となった条例と同様であることから、非公開情報1の条例第10条第1号アの該当性について、判決の上記イ及びウを踏まえて以下に検討を行う。

③条例第10条第1号アの該当性について

審査会が本件公文書2を見分したところ、補助対象となった喫煙所は、〇〇営業所長の管轄する店舗に併設される形で整備されていることが認められた。

さらに、処分庁に確認したところ、補助金の振込口座は、株式会社〇〇名義であることが判明した。

このことから、当該喫煙所の整備は、株式会社〇〇の事業活動の一環として行わ

れ、その補助金申請事務に関して〇〇営業所長が株式会社〇〇の権限を付与されて行ったものと認められることから、上記判決ウの「権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報」に該当し、上記判決イ「当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報」に該当することから、条例第 10 条第 1 号アには該当しないと判断する。

なお、非公開情報 2 を公開することが当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められないことから、条例第 10 条第 2 号にも該当しないと判断する。

以上のことから、非公開情報 2 については公開すべきである。

(3) 本件公文書 3 について

①健康増進法及び受動喫煙防止条例について

神戸市では、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、健康増進法及び兵庫県受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止対策が行われている。

受動喫煙防止に関する健康増進法の規制と受動喫煙防止条例による規制とは、基本的には内容が重複しているが、一部において受動喫煙防止条例が健康増進法より厳しい規制になっており、その部分については受動喫煙防止条例の定めが適用される。一方、健康増進法にのみ定めがある部分については、受動喫煙防止条例第 22 条に「喫煙をしてはならない区域の設定、喫煙区域への立入りの制限、喫煙の制限、違反行為に対する過料その他受動喫煙の防止等に関する規制について、法律にこの条例と同等以上の内容の定めがあるときは、当該法律の定めによる」と規定されているとおり、健康増進法が適用されることとなる。

また、健康増進法及び受動喫煙防止条例に基づく施設管理者への指導及び助言、勧告、公表、命令、立入検査等に関する事務については、保健所設置市に権限が付与あるいは移譲されており、神戸市においても、市民等からの通報などを受けて健康増進法及び受動喫煙防止条例の義務に違反していると思われる内容等を確認し、必要に応じて施設管理者等に対して指導及び助言等を行っている。

②争点

本件公文書 3 は、市民等から市に寄せられた受動喫煙に関する被害の通報や相談及びその対応について記録した文書である。審査会が本件公文書 3 を見分したところ、請求人が本件審査請求で公開を求めている整理番号 3003、3004、3005 及び 3007 の「施設名称」「内容（詳細）」の各欄の非公開部分は、通報対象となっているそれぞれの店舗名及び当該店舗が識別されうる情報（以下「非公開情報 3」という。）であることが認められた。また、店舗はいずれも飲食店であった。

請求人は、「未だに法令違反が是正されていないことからすると、」非公開情報 3 は「条例第 10 条第 2 号アに該当しない」と主張している。

これに対し処分庁は、非公開情報 3 を公開することで当該施設の社会的信用の失墜は大きいことは明らかであることから、条例第 10 条第 2 号アに該当すると主張している。

したがって、本件における争点は、非公開情報3の条例第10条第2号アの該当性である。

以下、検討する。

③条例第10条第2号アの該当性について

ア 整理番号3003

通報内容は、〇〇ビル1階のA飲食店の店内に灰皿が置かれ喫煙がされており、標識もないため、健康増進法第30条違反ではないかというものである。

処分庁に確認したところ、当該店舗は受動喫煙防止条例別表に掲げる対象施設に該当するということであった。

別表に掲げる対象施設は、同条例第9条第1項により、当該施設の建物内の区域は、喫煙をすることができない区域としなければならないとされているが、同条例第11条により、当分の間、建物内に受動喫煙の防止等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める基準に適合した喫煙室を設置し、その区域を喫煙区域とすることができると定められている。また、喫煙室を設ける場合は、同条例第11条第4項及び第5項に定めるとおり、利用者の目につきやすい場所や当該喫煙区域の入口に喫煙区域を設けていること等の事項を表示しなければならないとされている。

処分庁によると、A飲食店に架電して確認したところ、店内に喫煙可能席を設けているとの説明があったことから、店内に喫煙区域を設けるのであれば、要件を満たした喫煙室を設置するとともに、標識の掲示をするよう指導を行ったということであった。さらに、後日、本市職員がA飲食店を訪問した際に、当該店舗の事業主から、店舗内を全面禁煙とし2階部分に喫煙室を設置する意向を確認したということであった。

すなわち、本件通報事案については、受動喫煙防止条例第11条第1項に違反する内容であったため、処分庁から同条例第15条に基づき指導を行ったものであるが、第16条第1項に定める勧告や、同条第3項に定める勧告に従わなかったときの公表には至っていない。

以上のことから、当該店舗が受ける不利益の程度、指導内容及び勧告等に至っていない事案であることを勘案すれば、当該店舗は、指導の事実や内容が公表されることによる社会的信用の低下等の不利益を受忍すべきであるとまではいえない。

したがって、処分庁が非公開とした非公開情報3（うち、整理番号3003の部分）は、公にすることにより、当該店舗の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第10条第2号アに該当する。

イ 整理番号3004

通報内容は、屋内の飲食街にあるB飲食店が通路側の扉を開け放して営業しているため、通路にまでたばこの煙が漏れているというものである。

処分庁に確認したところ、当該店舗は健康増進法附則第 2 条に定める既存特定飲食提供施設に該当するというものであった。

既存特定飲食提供施設は、同法附則第 2 条の規定により読み替えて適用される同法第 33 条第 1 項により、当該施設の屋内又は内部の場所の全部又は一部の場所を喫煙することができる場所として定めることができることとされている。また、喫煙することができる場所については、その室外が特定施設等の屋内又は内部に当たる場合、その構造及び設備が室外への煙の流出を防止するための基準に適合した室である必要があり、屋内の場所の全部の場所を喫煙をすることができる場所とする場合は、同法施行規則により、その場所は「たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること」が必要である。

処分庁によると、B 飲食店に通報があったことを伝え、扉を閉めるなど店舗外まで煙が流出しないよう対応するよう指導したところ、B 飲食店は入り口に煙の流出を防止するためビニールカーテンを設置したということであった。

すなわち、本件通報事案については、健康増進法第 33 条第 1 項に違反する内容であったため、同法第 31 条に基づき指導を行ったものであるが、指導を受けて B 飲食店は一定の改善措置を講じており、指導は現在も継続中であるため、同法第 34 条第 1 項に定める勧告や、同条第 2 項に定める勧告に従わなかったときの公表には至っていない。

以上のことから、当該店舗が受ける不利益の程度、指導内容及び勧告等に至っていない事案であることを勘案すれば、当該店舗は、指導の事実や内容が公表されることによる社会的信用の低下等の不利益を受忍すべきであるとまではいえない。

したがって、処分庁が非公開とした非公開情報 3（うち、整理番号 3004 の部分）は、公にすることにより、当該店舗の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当する。

ウ 整理番号 3005

通報内容は、C 飲食店の出入口に「喫煙 OK」と掲示があったが、「20 歳未満立入禁止」とは書かれていなかったというものである。

処分庁に確認したところ、当該店舗は受動喫煙防止条例附則に定める既存小規模飲食店に該当するというものであった。

既存小規模飲食店は、同条例附則により、当分の間、建物内の区域の一部又は全部を喫煙をすることができる区域とすることができることと定められているほか、喫煙区域を設ける場合は、同条例附則により準用する同条例第 12 条第 7 項に定めるとおり、利用者の目につきやすい場所に喫煙をすることができる旨や喫煙区域への 20 歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨等の事項を表示しなければならないとされている。

処分庁によると、処分庁が C 飲食店に確認したところ、20 歳未満の者及び妊

婦の立入禁止の表示はしていないということであったため、本市ホームページに標識のサンプルがあることを伝え、表示するよう指導したということであった。

すなわち、本件通報事案については、受動喫煙防止条例第 12 条第 7 項に違反する内容であったため、処分庁から同条例第 15 条に基づき指導を行ったものであるが、同条例第 12 条第 7 項違反については、勧告について定めた第 16 条第 1 項や、勧告に従わなかったときの公表について定めた同条第 3 項は適用されない。

以上のことから、当該店舗が受ける不利益の程度、指導内容及び勧告・公表が適用されない事案であることを勘案すれば、当該店舗は、指導の事実や内容が公表されることによる社会的信用の低下等の不利益を受忍すべきであるとまではいえない。

したがって、処分庁が非公開とした非公開情報 3（うち、整理番号 3005 の部分）は、公にすることにより、当該店舗の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当する。

エ 整理番号 3007

通報内容は、D 飲食店は、看板に喫煙可能店であるような表示をしているが、飲食店紹介サイトには店舗オープン日は 2020 年 11 月 19 日とされているので、健康増進法違反ではないかというものである。

処分庁に確認したところ、当該店舗は受動喫煙防止条例別表に掲げる対象施設に該当するということがあった。

別表に掲げる対象施設は、同条例第 11 条により、当分の間、規則に定める基準に適合した喫煙室を設置し、その区域を喫煙区域とすることができると定められているほか、喫煙室を設ける場合は、同条例第 11 条第 4 項及び第 5 項に定めるとおり、利用者の目につきやすい場所や当該喫煙区域の入口に喫煙区域を設けていること等の事項を表示しなければならないとされている。

処分庁によると、処分庁が D 飲食店に確認したところ、店外に面している看板には喫煙可能店と書いてはいるが、店内は全席禁煙で、喫煙可能なのは店内に設置された喫煙室のみであり、喫煙室を設けている旨の表示も適正に行っている、とのことであったため、誤解を招く看板については改修するよう指導したということであった。

すなわち、本件通報事案については、誤解を招く表示をしたという意味においては、受動喫煙防止条例第 11 条第 4 項に違反する内容であったため、処分庁から同条例第 15 条に基づき指導を行ったものであるが、第 11 条第 4 項違反については、勧告について定めた第 16 条第 1 項や、勧告に従わなかったときの公表について定めた同条第 3 項は適用されない。

以上のことから、当該店舗が受ける不利益の程度、指導内容及び勧告・公表が適用されない事案であることを勘案すれば、当該店舗は、指導の事実や内容が公表されることによる社会的信用の低下等の不利益を受忍すべきであるとまでは

いえない。

したがって、処分庁が非公開とした非公開情報3（うち、整理番号 3007 の部分）は、公にすることにより、当該店舗の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当する。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和7年5月28日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和7年6月24日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和7年10月9日	—	* 諮問書を受理
令和8年2月16日	第 387 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和8年4月8日	第 389 回審査会	* 審議
令和8年5月15日	第 390 回審査会	* 審議
令和8年6月5日	第 391 回審査会	* 審議